

1. 紹介事例の特徴

山口県では有機性廃棄物リサイクル市場形成事業「Food&Green リサイクル」(以下、「FGR」という)を展開し、県全体で食品リサイクルの推進を図っていることから、市町及び事業者に再生利用指定制度の活用が広がっている。

2. FGR とは¹

山口県内で排出されている食品残さのほとんどが焼却処理されている現状を受け、生ごみの堆肥化と再生品化された堆肥を活用した生産野菜の優先利用等、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を図ることを目的として、山口県では有機性廃棄物リサイクル市場形成事業(FGR)の取り組みを進めている。

FGR のシステムは、レストラン、スーパーマーケット、学校給食等の食品残さ排出事業者が、食品残さを1次乾燥したりリサイクル資源として提供し、さらに再生利用事業者Aがこの乾燥生ごみと木くず等を混合・発酵させて堆肥を製造して、FGR に連携・協力しているエコ堆肥利用者である生産農家を使用するという循環型システムである。

また、生産農家で収穫された農産物を食品残さの排出元であるレストラン、スーパーマーケット、学校等が購入して販売または使用するという地産地消の地域内循環の取り組みが行われている。

現在では、2007年6月に食品リサイクル法が改正された際に、飼料化は食品循環資源のもつ成分や熱量を最も有効に活用出来る手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するため、再生利用を行うときは飼料化を優先することが重要であると提唱され、FGR においても再生利用事業者Bにより、食品残さの飼料化が進められている。

飼料は畜産農家で利用され、食肉や加工食品として再び流通し、消費者の手元に届くようになっている。

FGR の取組は、各健康福祉センターが中心となって、各市町や県農林事務所と連携を図りながら食品残さ排出事業者、エコ堆肥利用者のFGR への参加を進めており、県内全域で未利用資源である食品残さの有効活用を図ることとしている。

¹ 【参考資料】「やまぐちエコ市場」(2011/03/12 確認)

http://eco.pref.yamaguchi.jp/ecoichiba/index.php?m=details_team_block&id=1

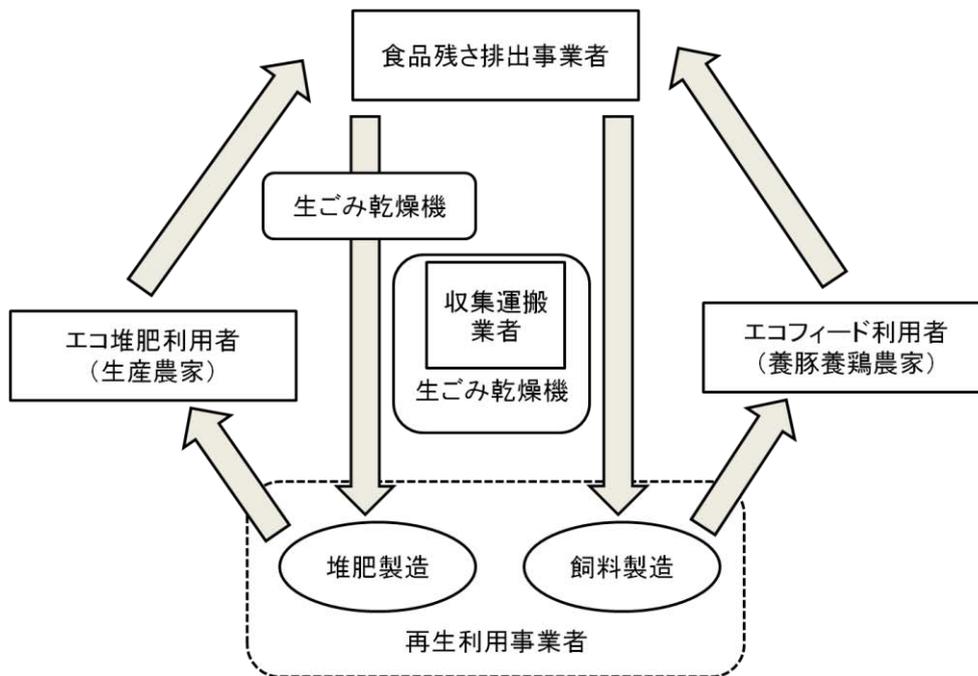


表-1 FGR 循環システム概念図

3. 県の FGR と市町の再生利用指定制度

再生利用事業者 A が、FGR において収集運搬、処分を行っている一部の市町に対し、再生利用指定制度の申請を行っている。また食品残さの 1 次乾燥処理を請け負う再生利用事業者も、当該制度の申請を行っている例もある。

再生利用状況の確認制度としては、年 1 回、県へ報告をしており、県から FGR を活用している各市町に同様の報告がされている。FGR において、再生利用指定制度を導入している市町の一部では、当該報告をもって状況確認を行っている。

また、県や市町、再生利用事業者、健康福祉センター、排出事業者を集めた会議も年に 20 回程度、FGR に取り組んでいる市町で定期的に行われており、毎回 40～50 人の出席者が集まるとのことである。

4. FGR における再生利用事業について

① 再生利用事業者の概要

【再生利用事業者 A (堆肥化・燃料チップ化)】

「表-1 FGR 循環システム概念図」において、堆肥製造を行う再生利用事業者である。事業内容については以下のとおりである。

- ア) 自社プラントにおける植物発生材（伐採木、根株、剪定枝、刈草、刈芝等）の分別、保管、運搬及び処理（チップ化、堆肥化）。

- イ) 排出事業者用地内における植物発生材（伐採木、根株、剪定枝、刈草、刈芝等）の分別、保管、収集、運搬及び処理（チップ化、堆肥化）、並びにこれに係るコンサルティング、計画、設計。

当該事業者は現在、各市町の再生利用指定制度における、収集運搬及び処分を行っている。

当該事業者は、山口県内の FGR に賛同している幾つかの市町から再生利用指定制度を活用し、可燃ごみ（食品残さの処理物（乾燥・発酵処理））及び刈草、剪定枝葉等の再生利用の指定を受け、1次乾燥処理された食品残さと破砕した剪定枝葉や刈草を土と混合して堆肥化している。

【再生利用事業者 B（飼料化）】

「表-1 FGR 循環システム概念図」において、飼料製造を行う再生利用事業者である。FGR について元々堆肥化のみで行っていたが、県としては飼料化を優先して行っていく意向があり、当該事業者が FGR における飼料化事業を請け負うこととなり、平成 18 年 4 月より食品リサイクルセンター事業を開始した。

事業内容については以下のとおりである。

- ア) 食品残さを減圧乾燥機によって処理し、家畜用飼料として再生品化を行う。
イ) 廃食油（天ぷら油）の BDF 事業を行っている。使用済みの廃食油を食品工場や飲食店等から 1 円/ℓ で買い取り、生成された BDF はコミュニティーバスで使用している。

当該事業者は現在、廃棄物処理法上の再生利用指定制度は利用していないが、食品リサイクル法第 11 条による登録再生事業者の認定を受けて再生利用を行っている。

② 再生利用事業の概要

a) 排出者と取り扱う一般廃棄物の種類、再生品利用方法

【再生利用事業者 A（堆肥化・燃料チップ化）】

道路・公園等の維持管理で発生する刈草、剪定枝葉、伐採樹木等の生木類（家屋の新築・解体廃材等の加工木材は含まない）を破砕し、飲食店、食品販売店、給食センター等で発生する食品残さのうち、生ごみ処理等により乾燥あるいは発酵処理させたものと混合して堆肥化を行う。堆肥は県内の農家等で利用されている。また、根株等のチップ化も行っており、再生利用事業者の関連会社や製紙メーカーで燃料として利用されている。

【再生利用事業者 B（飼料化）】

山口県内のスーパーマーケット、コンビニエンスストアの消費期限切れ商品や、学校・ホテル・レストラン・食品工場等から排出される残飯・厨芥類等の食品残さを、家畜用飼料に再生品化している。生産した飼料は県内・県外の畜産農家に販売している。

b) 再生品化システム

【再生利用事業者 A（堆肥化・燃料チップ化）】

破砕施設としては処理能力 400t/日（8 時間）を 2 基導入し、約 1 ヶ月に 1 回の頻度で木くずのチップ化を行う。破砕物のうち、チップの一部はマルチング材として販売している。

堆肥化施設としては、処理能力 30t/日（24 時間）を導入し、木くずの破砕物または 1 次乾燥処理された食品残さを刈草等と混合して発酵ヤード上で畝（うね）にし、約 3 カ月間熟成させる。熟成した堆肥は農家等へ直接販売、または袋詰めをしてホームセンター等で販売している。堆肥出荷量は 2,700t/年で、チップの出荷量は 18,000t/年となっている。

表-2 に、堆肥化・燃料チップ化システムフロー図を示す。

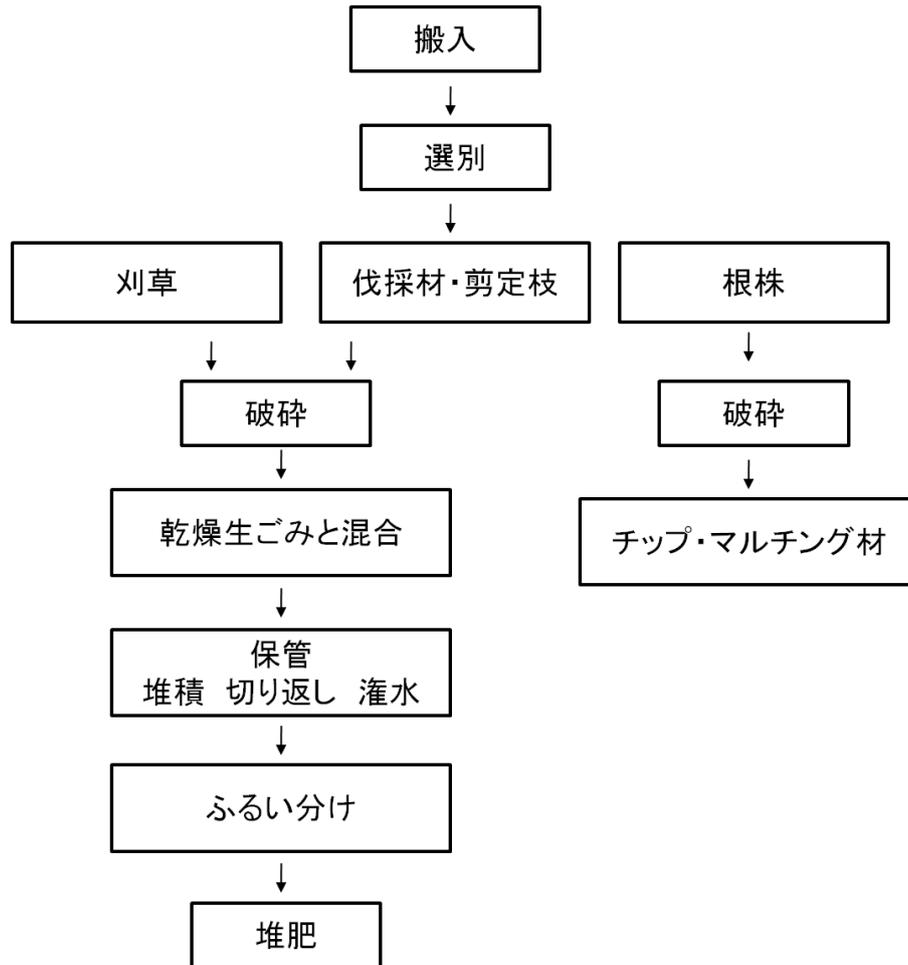


表-2 堆肥化・燃料チップ化システムフロー図



堆積状況



1次乾燥処理された食品残さ



製品化された堆肥

【再生利用事業者 B（飼料化）】

12.1t/日の処理能力を有する食品残さの減圧乾燥施設において、搬入量 10t/日の食品残さから 2～3 t の飼料を生産している。減圧乾燥方式による乾燥処理は、低温乾燥であるため蛋白、でんぷんや糖質の変質を抑え、栄養価が高くミネラルを豊富に含んだ飼料を生産することが出来ている。

平成 21 年度は 853.7t の食品残さから、218.0t の飼料を生産し、県内・県外の畜産農家に供給した。

表-3 に、飼料化システムフロー図を示す。

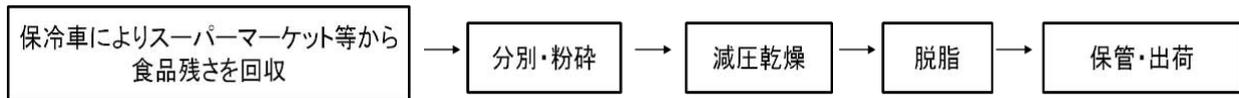


表-3 飼料化システムフロー図



保冷車にて回収



投入ホッパー



飼料原料となる食品残さ



製品化された飼料

c) 発生残さ等の取り扱い方法

排出元において異物等を除去するので基本的に残さは発生しないが、発生した場合は適正な処理方法で処分する。

d) 経営状況

【再生利用事業者 A（堆肥化・燃料チップ化）】

現在、堆肥原料として受け入れている廃棄物（食品残さ、木くず）は 800t/月 であり、内 200t/月が食品残さとなっている。1次加工された食品残さ及び木くずのいずれも 10 円/kg で受け入れている。

【再生利用事業者 B（飼料化）】

処理費用については、近隣市町の焼却処分費が 5 円 13 円/kg なのに対して、当該事業者は 30 円/kg としており、飼料の販売価格も 30 円/kg のため、なかなか活用が促進されない状況である。

5. 事業者としての成果

【再生利用事業者 A（堆肥化・燃料チップ化）】

県や市のイベントで堆肥を配ったり、食品残さ由来の堆肥を使ってできた農作物の試食会を行うなど、地元産堆肥ブランドの浸透を図り、FGR による地産地消の循環システム形成に努めている。

また、栽培試験や残留農薬試験、雑草発芽試験も行い、安心安全な土づくりに向けて試行錯誤を重ねており、栽培体験学習等も行い、食品残さ使用堆肥に対する理解を深めるとともに、環境教育にも取り組んでいる。

【再生利用事業者 B（飼料化）】

県の畜産試験場と県内の大学と合同で、製品化した飼料を使って肥育豚の育成実験を行っており、品質の向上や更なる再生利用の拡大に努めている。

6. 現状の課題

- ① 県内市町の焼却処分費（25 円/kg）に対し、リサイクルに要する費用（堆肥化 10 円/kg、飼料化 30 円/kg）が高価なため、単純にコスト比較すると排出事業者の負担が大きくなる。（かといって、リサイクル費用をこれ以上安くすると、採算が取れなくなる。）
- ② リサイクル拠点施設が、県の中央部・西部（山口市、宇部市）にあるため、遠隔地から搬入する場合、輸送費が割高になる。

- ③ 堆肥化の場合、排出事業者が生ごみの一次乾燥処理を行った後に搬入する必要があるため、別途、一次乾燥機の設置等、新たな設備投資が必要となる。
- ④ 飼料化の場合、生ごみがきちんと分別され、異物混入がなく、かつ高品質・高鮮度であることが受入条件となるので、別途、分別の手間や保冷庫の設置等が必要となる。
- ⑤ 市町によっては、現状の生ごみ処理に特段の支障がない場合、FGRに参加するメリットが少ないと判断している場合がある。

7. 今後の展開

【再生利用事業者 A（堆肥化・燃料チップ化）】

再生品化した堆肥で出来た野菜で試食会を行うなど、堆肥利用の拡大に尽力しているところであるが、一方で採算性に問題があるため、持続性のある事業として確立するために FGR への参加者を募り、コスト削減に努める必要があると考えている。

今後も継続して、県や市町、再生利用事業者、健康福祉センター、排出事業者を交えた会議等を効率的に開催して課題解決を図っていく必要がある。

【再生利用事業者 B（飼料化）】

平成 22 年度、県の助成金を活用して県内の食品製造業者を対象とした実態調査を行ったところであり、その成果を活用し、今後も飼料化に適した生ごみを排出している事業者の協力を得るため、関係者と連携をとりながら事業拡大を進めていく必要がある。

1. 紹介事例の特徴

柳井市の事例の特徴は、以下のとおりである。

- ① 山口県の有機性廃棄物リサイクル事業「Food&Green リサイクル」（以下、「FGR」という）に賛同し、積極的に柳井市内での食品リサイクルの仕組みづくりを進めている。
- ② 柳井環境保健所では、行政（国・県・市）、排出事業者、収集運搬業者、再生利用事業者を交えた検討会を重ねており、排出事業者への啓発活動、事業者同士の交流も活発であり、市もそれを支援している。
- ③ 柳井健康福祉センター管内でのスーパーマーケット等への排出量調査等も独自で行っており、取り組みは非常に活発である。

2. 導入の経緯

柳井市の可燃ごみは、周東環境衛生組合清掃センターで焼却されているが、平成21年度のごみの組成の内、厨芥類は18.3%となっており、生ごみの割合が多くなっている。

山口県内でも食品系廃棄物のほとんどが焼却処理されていることから、県では平成17年度からFGRに取り組み、柳井地域の主要な排出事業者への参加要請を行ってきた。

柳井市ではFGRに賛同し、平成19年8月1日に初めて再生利用指定制度における再生活用個別指定業の指定をしている。

また、柳井環境保健所が平成20年度から食品系廃棄物資源循環推進会議を開催し取り組みを進めたところ、スーパーマーケット1社から賛同が得られたことがきっかけになり、平成23年度から柳井市内の事業者が1次乾燥機を用いた事業を開始することになった。

※周東環境衛生組合 柳井市、平生町、田布施町、上関町、岩国市（し尿のみ）で構成。

3. 再生利用指定制度の実施概要

柳井市では、再生利用指定制度の運用に関する事項については、「柳井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」において規定している。

(1) 指定基準

制度として明文化されていないが、申請時の申請書や事業計画書等の審査をもって事業認定を検討する。

(2) 指定後の確認制度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の12及び柳井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条にならい、年に1回の実績報告書の提出を求めている。

（報告の徴収）

第16条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(3) 指定の更新

更新はなく、事業が廃止・停止等の場合に指定が取り消されるという措置を設けている。

(4) リスク対策

罰則規定等は特に設けていない。

(5) 再生利用指定制度利用促進のための事業者への働きかけの有無（広報活動等）

FGR に関しては県主導で行っており、柳井市内での FGR の取り組みについて、行政、排出事業者、再生利用指定事業者が、リサイクル推進のための定期的な会議を開催している。

4. 再生利用指定制度の活用状況

(1) 廃棄物の種類及び指定業者数

柳井市の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定事業者数は、以下のとおりである。

(平成22年1月1日現在)

項目\種類	食品残さ	木くず
収集運搬	1事業者	1事業者
処分	1事業者	1事業者

(2) 指定業者の再生利用事業の概要

① 再生利用指定事業の概要

本事業に関しては、平成23年4月1日より事業開始予定である。

スーパーマーケットなどから排出される食品残さを、指定事業者の施設で1次処理（乾燥及び減容化）してから肥料製造業者へ引き渡す。さらに肥料製造業者にて2次処理（発酵堆肥化）を行い製品として販売する。

② 再生利用事業（食品残さの再生利用事業）の概要

a) 排出事業者と再生品利用者

排出者は、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店等の食品残さを排出する事業者である。

再生利用品は、土壌改良剤として農家に販売、また肥料原料として肥料製造業者へ販売予定である。

b) 食品残さ乾燥・減容化システム

乾燥・減容化施設により処理し、農業用有機肥料として再生利用する。取引予定先は現在スーパーマーケット1社であるため、食品残さ排出事業者へ声をかけているところである。

処理能力としては、1,500kg/日（22時間稼働）である。事業開始の平成23年度から平成27年度以降、次表の収集計画を立てている。

※施設に関しては「平成22年度山口県リサイクル施設整備費」の助成金交付が決定（設置費の3分の1補助）

表-1 再生利用事業者の食品系廃棄物収集計画²

年度	H23	H24	H25	H26	H27以降
食品残さ量	100t/年 (300kg/日)	183t/年 (500kg/日)	256t/年 (700kg/日)	329t/年 (900kg/日)	329t/年 (900kg/日)

² 出典：平成22年度 山口県環境衛生職員協議会 環境衛生職員業務研究発表集録
「柳井健康福祉センター管内における食品系廃棄物リサイクルについて（第2報）」

燃料については、指定事業者が解体工事で発生した木くずの処理を委託している企業から、燃料となるチップを安価に購入することが出来ている。

当面は製品としての安定化を図るため、1次処理で乾燥・減容化の後、2次処理の再生利用事業者（「紹介事例その3：山口県」における、再生利用事業者 A のこと）での肥料化を行うこととしている。

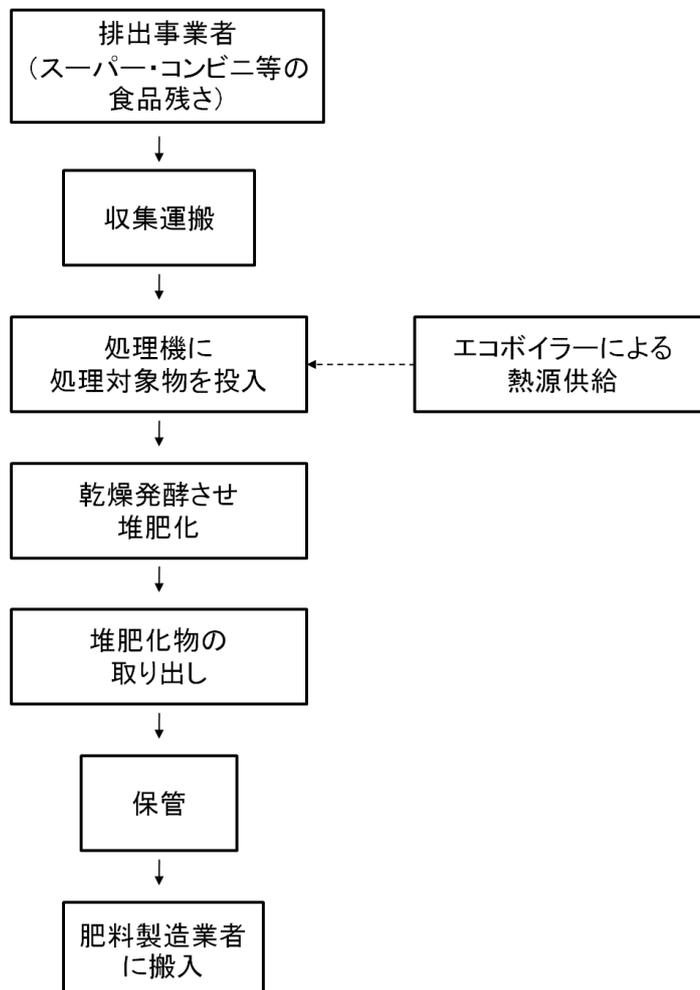


表-1 肥料化システムフロー図



平成 23 年 4 月から稼働予定の乾燥減容機

c) 発生残さ等の取り扱い方法

排出元において異物等を除去するので、残さは基本的には発生しないが、発生した場合は、適正な処理方法で処分する。

d) 経営状況

平成 23 年 4 月からの事業開始のため、実績は無い。

5. 現状の課題

- ① スーパーマーケットや給食センター、病院等と食品リサイクルの推進を図る検討会を進めてきたが、周東環境衛生組合の事業系一般廃棄物処理料金が 10.4 円/kg（100kg 以下）に対して、再生利用事業者が 25 円/kg となっており、焼却処分の方が安価であるため、食品廃棄物を多量に排出する事業者から賛同が得られない。
- ② 食品リサイクル法により、食品廃棄物の多量排出事業者（100t/年）以外の排出事業者については、年 1 回の報告義務及び削減未達成の場合の氏名の公表等の罰則規定が適用されないため、食品リサイクルが進まない。
- ③ 会議等のイベントにより多くの関係者の参加を促す必要がある。

6. 課題の解決に向けて

リサイクルループへの参加事業者を増やして収集運搬の面的効率を上げて、割高感のあるリサイクル費が軽減されるように努める。

7. 今後の展開

柳井市としては、再生利用指定制度の活用に関して、食品残さの再生利用等を促進してリサイクル率の向上を図ることを目的としているが、今後は更に焼却処分を減らすことで CO² の削減に関しても大いに期待しているところである。

製品化された肥料原料について、将来的には農業協同組合の各生産部会での活用を進めていく計画であり、現在は各生産部会と協議を重ねているところである。

しかし、現在、生産部会では動物の糞尿から製造された肥料を優先して使用しているため、食品由来の肥料については導入を検討している段階である。他にも近隣市町村の農業高校での活用も検討している。

柳井市としては、食品リサイクルの推進を「一般廃棄物処理計画」に盛り込むことも検討しており、近隣市町村を含めて、まずは学校給食の食品リサイクルを強化し、次のステップとして病院やホテルの食品リサイクルも進めていき、その上で再生利用指定制度を併用していきたいと考えている。

山口県は全国でもトップクラスのリサイクル率を維持していることもあり、柳井市も今後食品リサイクルの輪を広げ、制度活用を広げていく意向である。

1. 紹介事例について

高山市は「平成 18 年度再生利用指定制度に係わる事例調査」（以下、「前回調査」という）で優良事例として紹介され、本調査報告は前回調査からの経過について、フォローアップを行ったものである。

2. 導入の経緯

高山市は周辺地域を含め、元来山林が広がり林業が盛んな土地柄である。そのような中、木くずの再生利用事業への展開を考えた当該木材会社が当時の久々野町（のちに高山市と合併）に対し、木製パレットなどの一般廃棄物である木くずの再生利用について申し入れを行い、それを受けた同町が一般廃棄物の再生利用を促進するため、当該制度を導入し、現在に至るものである。（詳細については前回〈平成 18 年度〉調査報告書参照）

3. 本調査までの再生利用指定制度の活用状況

高山市としては、基本的には前回調査と変わらず「現状維持」ということで制度活用を図っている。理由としては、そもそも再生利用事業に取り組もうという業者が出てきていないということと、指定をしている木くずや発砲スチロールに関しても、現在の指定事業者数で再生利用事業として安定し、十分機能しているため、現状においては制度活用が広がる余地はないとのことである。



搬入状況



木くず・剪定枝等投入状況



破碎後の木くず・剪定枝等



堆肥製造会社向け出荷用堆肥原料



丸太投入状況



切削加工



加工後の製紙用木材チップ

4. 前回調査での運用課題について

前回調査では「再生利用指定制度の運用に係る課題等」として、指定事業者の受入単価より、市の焼却施設での処理費用の方が安価であるため、指定事業者として、木くずの確保に苦慮しているとのことであったが、現在は処理費用については課題として捉えてはいないとのことである。

理由としては、

- ① 排出事業者が“廃棄物を資源として再生利用している企業”として PR 出来るため、再生利用の費用が多少高くとも、指定事業者を選択する傾向があること。
- ② 高山市が一般家庭から排出される木くず以外は、基本的に市で受け入れずに再生利用をするように指導している。

以上の理由から、処理費用については課題視されなくなっている。ただし、指定事業者としては、出来るだけコスト削減を図り処理費用の抑制に努めたいとのことである。

5. 前回調査から本調査までの経過：高山市

現在、木くず類と発泡スチロールの再生利用指定を出しているところであるが、更なる廃棄物処分量の削減を図るために、厨芥類の再生利用促進を検討しているところである。しかし、現在のところ全国で参考となる優良事例がないため、本格的な取り組みには至っていない。

6. 前回調査から本調査までの経過：指定事業者

指定事業者としては、一般廃棄物収集運搬業者と連携して一般家庭から排出される剪定枝等を集めて再生利用するという事業も検討していたが、採算性を考慮すると事業化には至らなかった。

他にも木製パレットが製紙原料に使えるか、採算性も含めて試験的に取り組んでいるところである。

a) 経営状況

処理費用については、市の焼却処理費用が7円/kgに対して、指定事業者が15円/kgとなっている。市としては再生利用促進のための値上げは考えていない。

取扱量については、下記理由で年々減っている状況である。

- 再生利用が進み「廃棄物」としての木くずの量が減っている。
- 住宅産業の衰退等、木が利用される機会が減っている。
- 一般家庭では排出量が少ないため、戸別の焼却炉で燃やしてしまう事例がある。
- 事業者が自社で直接燃料等に利用する事例も増えている。

また、昨今においては、ブルーベリー農家でのマルチング材利用の需要が増えているとのことである。

7. 今後の展開

高山市としては事業の安定性が保たれている限りは現状維持とのことであるが、指定事業者としては、再生利用が促進されている一方で取扱量の減少等の企業存続としての課題があり、さらなる再生利用の促進を図るための事業拡大に取り組んでいく意向である。

1. 紹介事例の特徴

市の事例の特徴は以下のとおりである。

- ① 再生利用において、官民一体となったコミュニケーションが円滑に図られており、市としても再生利用を進める上で、互いが興味を持ち、係り合うことを最も重要と考えている。
- ② 市では「ごみゼロ社会を目指すアクションプログラム」を策定し、多岐にわたる再生利用事業の展開を視野に入れ、試行錯誤を重ねている。

2. 導入の経緯

名張市は、平成 11 年度を比較の基準年度として、燃やすごみの排出量は順調に減量効果を発揮してきたが、市内に更なる抜本的なごみの減量策が必要とされていた。

そこで、市としても再生利用事業者と協働で再生利用の促進に取り組むことで、再生利用率の向上及び市民の意識啓発を推進し、資源循環型社会、ごみゼロ社会の構築に資することを目的として、再生利用指定制度を導入した。その際、従前市へ再生利用事業の働きかけを積極的に行っていた、既存の一般廃棄物収集運搬許可業者（後の草木類の指定事業者 A）に対して、平成 16 年 8 月 27 日に最初の指定を出した。

名張市では、「ごみゼロ社会を目指すアクションプログラム」を策定し、持続的な地球環境の保全を目指して官民一体となって、ごみの減量、資源化等に努めており、一定の成果を上げている。

3. 再生利用指定制度の実施概要

名張市では、再生利用指定制度の運用に関する事項について、「名張市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例」（以下、「名張市適正処理条例」という）、「名張市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例施行規則」（以下、「名張市廃棄物適正処理規則」という）において規定している。

(1) 指定基準

具体的な基準は設けず、名張市適正処理規則第 9 条各号に規定する、申請書等から再生利用の可否を判断している。

（一般廃棄物の再生利用業の指定（更新）の申請）

第 9 条 条例第 15 条の規定により、一般廃棄物の再生利用業の指定を受けようとする者は、一般廃棄物再生利用業指定（更新）申請書（第 13 号様式）に、次の各号に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事務所及び事業場の概要図及び附近見取図
- (2) 再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (3) 申請者が法人である場合には、定款、法人登記事項証明書及び役員の履歴書
- (4) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (5) 業務経歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 指定後の確認制度

名張市適正処理条例第 19 条「環境衛生指導員の設置」で、廃掃法第 19 条の規定による立入検査を行う者を市の職員のうちから市長が任命し、指導員は適正な指導を行うことと規定している。

【名張市適正処理条例】

（環境衛生指導員の設置）

第 19 条 法第 19 条第 1 項及び浄化槽法第 53 条第 2 項の規定による立入検査及び一般廃棄物の適正な処理に関する指導を行わせるため、市に環境衛生指導員を置く。

2 環境衛生指導員は、第 10 条に違反して一般廃棄物が投棄され、放置され、又は散乱している土地に立ち入り、必要な調査をすることができる。

3 環境衛生指導員は、市の職員のうちから市長が任命する。

4 環境衛生指導員は、常にその身分を示す証票を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

5 第 1 項の立入検査並びに第 2 項の立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

また、名張市適正処理条例第 20 条「報告の徴収」、名張市適正処理規則第 13 条「業務報告」で報告について規定し、実績報告書の徴収を 6 ヶ月ごとに実施している。

【名張市適正処理条例】

（報告の徴収）

第 20 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物処理業者等から廃棄物の保管、処理等に関し、必要な報告を求めることができる。

【名張市適正処理規則】

（業務報告）

第 13 条 一般廃棄物処理業者若しくは浄化槽清掃業者又は再生利用業者は、条例第 20 条の規定により、市長が業務の報告を求めたときは、実績報告書（第 18 号様式若しくは第 19 号様式又は第 20 号様式）により報告しなければならない。

(3) 指定の更新

名張市適正処理規則第 10 条「一般廃棄物の再生利用業の指定」第 2 項で 1 年と規定している。また、更新の際には変更箇所の有無に関わらず、申請書一式の提出を求めている。変更があれば都度、改訂した申請書の提出・報告を行うこととしている。

（一般廃棄物の再生利用業の指定）

第 10 条 市長は、一般廃棄物の再生利用業を指定したときは、一般廃棄物再生利用業指定証（第 14 号様式）を交付する。

2 条例第 15 条第 2 項に規定する規則で定める期間は、1 年とする。

年 1 回の更新で毎回申請書を提出することは、再生利用事業者としては手間がかかるが、市としては指定をしている以上、管理を徹底して行う意向であること。また、年 1 回の更新頻度を設定することで、指定事業者とのコミュニケーションが確実に図れることから、更新は年 1 回としている。

(4) リスク対策

反発及びトラブルは現在のところ生じていないが、仮に発生した場合は行政が介入して、協力できる範疇において事実確認等を行い、円滑にそのトラブルが解決できるよう努めるとのこと。

名張市適正処理条例第 10 条「廃棄物の投棄の禁止」で禁止事項、名張市適正処理条例第 11 条「勧告及び命令」で行政処分について定め、名張市適正処理規則第 14 条に基づき、勧告、命令はそれぞれに規定する様式を用いることとし、その他必要に応じて市長の任命を受けた環境衛生指導員が指導するものとしている。

【名張市適正処理条例】

(廃棄物の投棄の禁止)
 第 10 条 何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、又は散乱させてはならない。
 (勧告及び命令)
 第 11 条 市長は、前条の規定に違反して投棄され、放置され、又は散乱している廃棄物が一般廃棄物であるときは、その違反した者に対して、当該一般廃棄物の回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な利用がなくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて勧告に従うよう命令することができる。

【名張市適正処理規則】

(勧告及び命令)
 第 14 条 条例第 11 条第 1 項に規定する勧告は、勧告書（第 21 号様式）により行うものとする。
 2 条例第 11 条第 2 項に規定する命令は、命令書（第 22 号様式）により行うものとする。

(5) 再生利用指定制度利用促進のための事業者への働きかけの有無（広報活動等）

再生利用事業を継続的に営める設備を有する事業者が限られていることも勘案し、広報等で広く周知は行っていない。しかし、廃棄物の減量化・資源化、資源循環型社会の推進の過程において再生利用は不可欠であるため、個別に協議を行っている。

4. 再生利用指定制度の活用状況

(1) 廃棄物の種類及び指定事業者数

市の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定事業者数は、以下のとおりである。

項目\種類	草木類
収集運搬	4 業者
処分	4 業者

(2) 指定事業者の再生利用事業の概要

① 指定事業者の概要

【指定事業者 A（堆肥化）】

草木類の処分を行っている指定事業者 A は、従前、造園業や建設業から排出される草木類のみを対象に再生利用事業を行っていたが、一般家庭から排出される食品系廃棄物を混合して堆肥化することで、堆肥の質の向上を図ることとした。

この草木類と食品系廃棄物の混合堆肥は、名張市が指定事業者 A と連携し、現在試験的に行っている「生ごみ資源化試行事業」である。平成 22 年 10 月下旬から平成 22 年 12 月下旬までの約 3 ヶ月間、週 2 回の燃やすごみのうち 1 回を生ごみ専用収集日とし、生分解性プラスチック製「生ごみ専用袋」に入れて排出された食品系廃棄物（家庭系）を市が直接回収し、指定事業者 A で堆肥化を行う事業である。

堆肥については、指定事業者が品質管理等を行い、平成 23 年 3 月現在、分析作業中である。



生分解性プラスチック製「生ごみ専用袋」



フタ付き水切りバケツ

【指定事業者 B (堆肥化)】

従前、市内の剪定、除草作業から排出される剪定枝葉や刈草は焼却処分してきたが、指定事業者 B が資源として有効活用すべく、再生利用指定制度を活用するに至った。現在、国や市による助成金を活用し、機械、運搬車両を購入して事業を行っている。

市内の空き地から出た刈草等を再生品化してできた堆肥は、市内の農園や個人家庭にも無料で配布し、土壌の改良等に活用していただいている。

また、昨今の石油価格の高騰への対策や温室効果ガスの削減対策を考慮し、収集した草木類の一部を家庭用ペレットストーブの燃料として再生利用を行っている。

② 再生利用事業の概要

a) 排出者と再生品利用者

【指定事業者 A (堆肥化)】

木くずについては、市町村の道路等維持管理業務や造園業や建設業から排出されている。食品系廃棄物の排出者は、食品関連事業及び一般家庭である。

再生品化された堆肥は、市内の園芸店や農家、個人栽培で活用し、生産された野菜等を市内で流通及び消費する地産地消の仕組みづくりに、農業者と協力して取り組んでいる。

【指定事業者 B (堆肥化)】

当該指定事業者は、指定前から社団法人として市内の剪定や除草作業を行っていたが、国の資源循環社会形成にむけた法整備や、名張市が「ごみゼロ社会を目指すアクションプログラム」を策定していることを受けて、官民一体の再利用に取り組むこととした。

再生品化された堆肥は、市内の農園に無料で配布して地域貢献活動に役立てている。また、同様に個人家庭にも無料で配布し、土壌の改良等に活用されている。

b) 再生品化システム

【指定事業者 A (堆肥化)】

平成 21 年度は 1,235.51 m³/年の再生利用を行った。堆肥は、草木類と食品系廃棄物の配合割合別に 3 つに分け、温度管理と水分調整を毎日行い、経過を見ている。

完成した堆肥は名張市に返却し、肥料取締法に基づき三重県に届け出を行った後、秋口に無料配布することを予定している。

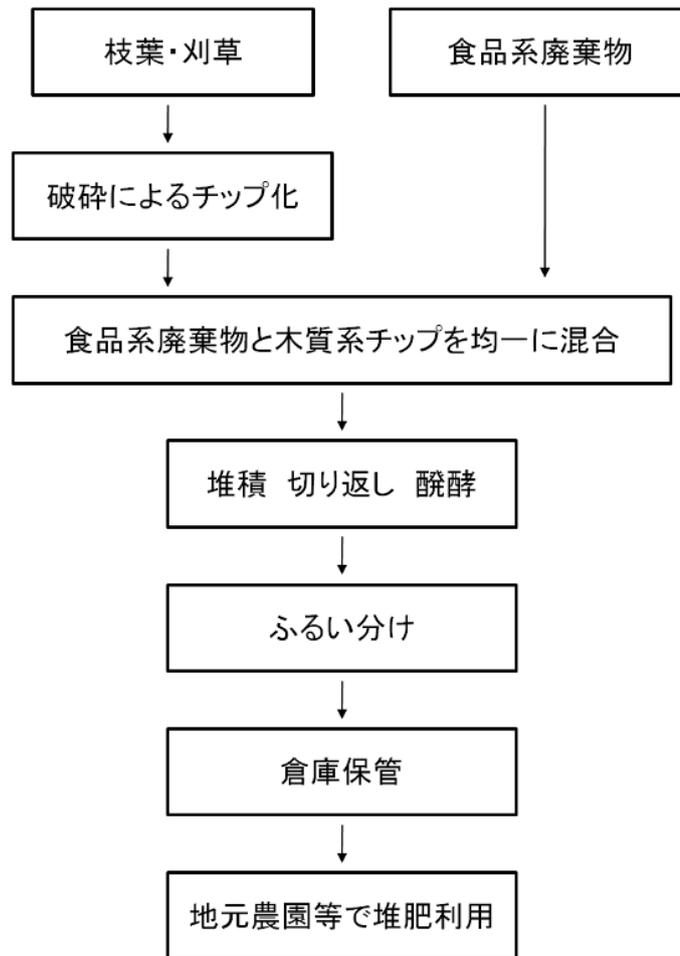


表-1 堆肥化システムフロー図



枝葉・刈草保管状況



混合と裁断を行うバイオチョッパー内



試作堆肥 A (配合割合 草木類 50 : 食品系廃棄物 50)

【指定事業者 B (堆肥化)】

平成 21 年度は 937t/年の受入量に対し、剪定枝葉に関しては堆肥として 945t/年の再生品化を行った。

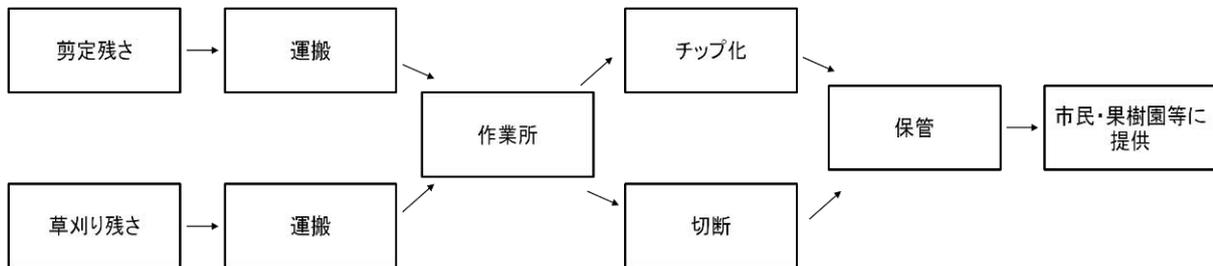


表-2 再生品化システムフロー図



剪定枝等の破碎作業状況



堆肥保管状況



割り木状況



割り木の保管と作業風景

c) 発生残さ等の取り扱い方法

指定事業者 A・B ともに、発生した残さに関しては自社で適正に処分している。

d) 経営状況

【指定事業者 A (堆肥化)】

受入価格は 4,000 円/m³で市とほぼ同額とのこと。1,000 円/m³で販売しており、採算はとれているとのこと。

【指定事業者 B (堆肥化)】

助成金を活用していることもあり、市が 12 円/kg に対して、名張市関係の受入価格は 6 円/kg、一般受入価格は 9 円/kg という安価な受入価格及び堆肥の無償提供が実現できており、再生利用促進に寄与している。

5. 事業者としての成果

【指定事業者 A (堆肥化)】

堆肥製造と同時に、名張市の可燃ごみの減量を推進し、温室効果ガスの排出量削減を始めとする環境保全活動の一環としても取り組んでいる。また、県内の大学に研究材料として堆肥を提供して地域貢献に邁進している。

担当社員は、知識や技能の向上に努めるため、堆肥化の手法だけでなく堆肥物を使用した農作業も実際に体験できる通年の研修に参加し、資源循環型社会の理念や構想を十分に理解した者が実務に従事している。このことで、より画期的な企画立案及び効率的な手法を自社で研究・検討することができている。

また、市に対して研修会への参加を誘致するなど、行政にも積極的に働きかけている。

【指定事業者 B (堆肥化)】

堆肥製造という再生利用事業の過程における各業務を就労の場として高齢者に提供しており、高齢者の方々にとっては培った経験や能力を活かすことができる働きがいのある職場となっている。

6. 再生利用事業に対する評価

市としては、他の再生利用事業（生ごみ資源化事業、市バイオマスタウン構想に係る技術的資料の収集等）において協力業者を選定する際に、「再生利用指定事業者」であるか否かについて参考にしているとのことである。

7. 現状の課題

- ① 市内で発生した草木類を堆肥化して市内の農業者で使用、そこで生産された農作物を市内で消費する地産地消の推進を、関係部署及び販売側と横断的に取り組む必要がある。
- ② 市が事業者の再生利用事業の運営に役立てることができるよう国や県等からの資料の収集及び提供を積極的に行い、再生利用事業の発展に寄与するよう努める必要がある。

8. 今後の展開

今後は制度の発展を指定事業者だけに頼ることなく、行政としても画期的な施策が必要と考え、家庭用剪定枝小型破砕機（3台）の貸出を平成22年8月から開始した。また、剪定枝の粉碎処理車を平成23年3月末に購入し、平成23年4月から運用を予定している。

運用方法として、市の所有施設から発生する剪定枝（街路樹、各施設からの剪定枝）及び各地域に拠点方式で処理車を配置して、家庭から出る剪定枝をそれぞれ粉碎・チップ化することで、マルチング材・土壌改良材・堆肥と多種多様な利用の促進と併せて市民に実際に体験していただくことで、環境に関する意識啓発に努めることとしている。

この事業を始めるに際して、既存の再生利用事業者とのすみ分けを行えているので、事業範囲が重なることはないとのことである。

また、再生利用指定制度で指定している草木類については、今後ケミカルリサイクル（バイオマス燃料化）が可能な廃棄物としても注目されているところであり、石油資源の枯渇が懸念されている昨今において、新たな燃料資源となり得るものと考えているとの見解を示している。

今後も多岐に渡る再生利用事業を、官民連携して取り組んでいきたいとのことである。

1. 紹介事例の特徴

- ① 河川維持管理工事により排出される刈草等の再生利用の促進を国土交通省が図ったため、徳島県での再生利用指定制度が広まった。上板町でも同様の理由により再生利用指定制度への対応の必要が生じ、制度活用を開始した。
- ② 上記の理由により、現在 14 事業者に指定を出している。

2. 導入の経緯

上板町では、国土交通省から河川維持管理事業者に対して、吉野川・旧吉野川の維持管理工事により排出される刈草等について、焼却ではなく再生利用をするようにとの指導があったことが制度導入のきっかけとなった。また徳島県でも国が再生利用を推進することを受けて、ダムの流木処理について入札を行う際、一般廃棄物再生利用業の指定を受けているか否かを参加資格とした。

以上の経緯から、従前、徳島県内の河川維持管理を行っていた事業者は一般廃棄物再生利用指定業の指定を受ける必要があり、市町村にとっても維持管理工事に支障をきたす恐れがあった。その意味で、県内の河川維持管理事業者に対して、一般廃棄物再生利用業を指定するために、平成 13 年 7 月 2 日に要綱制定に至った。

なお、上板町では平成 21 年度において、指定事業者による運搬実績はない。

3. 再生利用指定制度の実施概要

上板町では、再生利用指定制度の運用に関する事項については、「上板町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱」（以下、「上板町再生利用要綱」という）において規定している。

(1) 指定基準

上板町再生利用要綱第 3 条に、「指定の基準」として、以下のとおり定められている。

(指定の基準)

第 3 条 前条第 1 号に規定する指定（以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。）の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 再生利用を業として行う者が自ら再生輸送を行うこと。
- (2) 再生輸送の用に供する施設が省令第 2 条の 2 第 1 号に掲げる基準に適合していること。
- (3) 再生輸送において生活環境上支障が生じる恐れがないこと。
- (4) 申請者が省令第 2 条の 2 第 2 号に掲げる基準に適合していること。
- (5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 号第 3 項第 4 号イからチまでの各号いずれにも該当しないこと。

2 前条第 2 号に規定する指定（以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。）の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 再生活用しようとする一般廃棄物が本町が行う一般廃棄物処理業務又は本町が委託する一般廃棄物処理施設において、処理が困難であると認められること。
- (2) 引き取られた一般廃棄物がすべて再生活用に供されること。
- (3) 再生活用の用に供する施設が省令第 2 条の 4 第 1 号に掲げる基準に適合していること。
- (4) 再生活用に伴い生じた廃棄物の処理が的確にできること。
- (5) 再生活用において生活環境上支障が生じる恐れがないこと。
- (6) 申請者が省令第 2 条 4 第 1 号ロに掲げる基準に適合していること。
- (7) 申請者が法第 7 条第 3 項第 4 号イからチまでの各号いずれにも該当しないこと。

また、このほかに申請書の審査の上で現地確認を行い、施設・設備等から再生利用が可能であるか否かの判断をしている。

なお、上板町では収集運搬業・処分業の両方の指定か、収集運搬業のみの指定、いずれかの申請を対象としており、現在処分業のみの指定は行っていない。

(2) 指定後の確認制度

上板町再生利用要綱第 13 条に、「報告」として、以下のとおり定められている。

(報 告)

第 13 条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間に於ける一般廃棄物の再生輸送又は再生活用に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物再生利用業務報告書(様式第 6 号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)
- (2) 指定番号
- (3) 一般廃棄物の排出者の氏名又は名称及び排出者ごとの受託数量
- (4) 再生輸送を行った場合は、輸送先ごとの再生輸送量
- (5) 再生活用を行った場合は、再生活用方法ごと再生活用量

(3) 指定の更新

一般廃棄物の許可更新と同様に 2 年に 1 回行っている。

上板町では過去に 27 事業者の申請を受理していたが、実績もなく更新がない事業者も多く、現在は 14 事業者の申請を受けている状況である。

(4) リスク対策

上板町再生利用要綱第 11 条に、「指定の取り消し等」として、以下のとおり定められている。このほかにも誓約書によって指定事業者の責任を明確化している。

(指定の取り消し等)

第 11 条 町長は、一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者が法若しくは法に基づく処分に違反したとき又は法第 7 条第 3 項第 4 号イからチまでに掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

また、許可証に許可条件として、以下のとおり定められている。

一般廃棄物再生利用業の指定を行うにあたり、以下の条件を付して指定する。

1. 輸送は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのないように行うこと。
2. 引き取られた一般廃棄物は、すべて再生活用に供されること。
3. 施設から搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないこと。

標記の件についての条件が遵守できない場合は、貴社の一般廃棄物再生利用業の指定を取り消すとともに、第三者に損害を与えた場合は、貴社の責任において解決すること。

4. 再生利用指定制度の活用状況

(1) 廃棄物の種類及び指定業者数

上板町の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定事業者数は、以下のとおりである。

現在、収集運搬業のみが4事業者、収集運搬業及び処分業の指定が10事業者である。

項目\種類	流木	竹	水草	草木類	剪定木
収集運搬	3事業者	3事業者	1事業者	3事業者	2事業者
処分	4事業者	3事業者	4事業者	8事業者	7事業者
項目\種類	パレット	家財具	木製品	根株	廃プラ
収集運搬	1事業者	1事業者	1事業者	1事業者	1事業者
処分	1事業者	1事業者	—	3事業者	2事業者
項目\種類	木くず	紙くず	繊維くず	廃木材	廃蛍光管
収集運搬	1事業者	1事業者	1事業者	—	—
処分	5事業者	2事業者	2事業者	1事業者	1事業者
項目\種類	ゴムくず	がれき類	金属くず	ガラス	菌類
収集運搬	—	—	—	—	—
処分	1事業者	1事業者	1事業者	1事業者	1事業者
項目\種類	陶磁器	海草	廃食油		
収集運搬	—	—	—		
処分	1事業者	1事業者	1事業者		

(2) 指定事業者の再生利用事業の概要

① 指定事業者の概要

【指定事業者 A (堆肥化・バイオマス燃料化・発電用燃料化)】

- ア) 一般廃棄物(剪定枝、水草等)の再資源化(土壌改良材、堆肥等)
- イ) 産業廃棄物(木くず、廃プラスチック、紙くず等)の再資源化(燃料等)
- ウ) 設計及び公共建築土木工事
- エ) 文化財遺跡調査の施工業務

【指定事業者 B (ペレット化・RPF化)】

- ア) 廃棄物中間処理業(焼却)
- イ) 廃棄物中間処理業(破碎)
 - 瓦礫類・ガラス陶磁器くず・コンクリートくず等を破碎し、再生砕石・再生骨材として、製造販売
- ウ) 廃棄物中間処理業(破碎・加熱圧縮)
 - 一般廃棄物の木くず・廃プラおよび産業廃棄物の木くず・廃プラ・繊維屑・紙くずを、材料リサイクルおよびRPF(固形燃料)として製造販売
- エ) 砕石・山土の製造販売

② 再生利用事業の概要

a) 排出者と再生品利用者

【指定事業者 A (堆肥化・バイオマス燃料化・発電用燃料化)】

剪定枝等については破砕し、微生物発酵した後、土壌改良材・堆肥として販売している。河川維持管理工事から排出される流木等の中で、砂や塩を多く含んだものや、家具や廃木材等、堆肥化が難しいものについては、すべて製紙会社等に販売しバイオマス燃料としているとのこと。また、冬にはストーブ用の薪も予約制で販売している。

その他、廃プラスチック類・ゴムくず・繊維くずについては発電用燃料として製紙会社に販売し、紙くずについては製紙原料として製紙会社に販売している。

【指定事業者 B (ペレット化・RPF 化)】

主に一般廃棄物として市町村等から回収された容器包装プラスチック及びその他のプラスチックについて、自社施設でペレット化を行い、パレット、杭、ボード等として利用されている。

また、一般家庭や事業所から排出された木くずを、先述したペレット化において発生する廃プラスチック残さと混合し、固形燃料 (RPF) として再生利用している。再生品は、製紙会社やセメント製造会社等で燃料として利用されている。

b) 再生品化システム

【指定事業者 A (堆肥化・バイオマス燃料化・発電用燃料化)】

木くず等の再生品化システムのフローは、以下に示すとおりである。

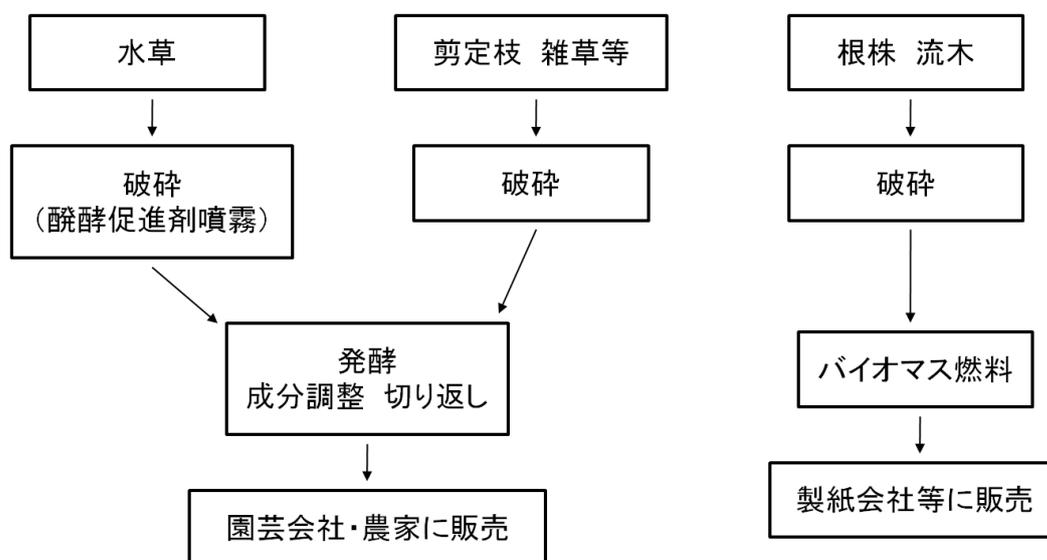


表-1 木くず等の再生品化システムフロー図



廃プラスチック燃料製造ライン



発電用燃料

【指定事業者B（ペレット化・RPF化）】

再生品化システムのフローは、以下に示すとおりである。

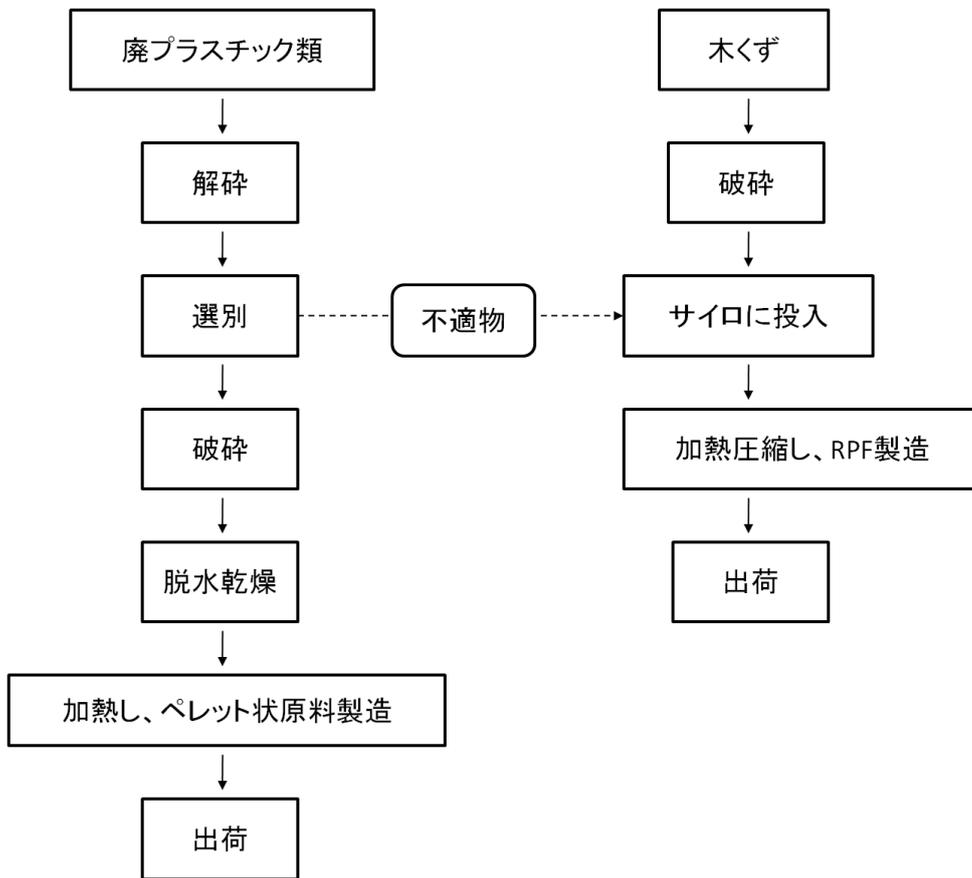


表-3 再生品化システムフロー図



廃プラスチック類投入状況



木くず投入状況



加熱圧縮状況



PRF 保管状況

c) 発生残さ等の取り扱い方法

指定事業者 A・B とともに、自社で適正に処分している。

d) 経営状況

上板町から一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けている業者の搬入先である中央環境施設組合では、受入価格を 6,300/t としている。

【指定事業者 A (堆肥化・バイオマス燃料化・発電用燃料化)】

再生利用受入量については、下表のとおりである。

廃棄物の種類	受入量 (年間)	受入価格 (持ち込み)
草	約 3,470t	20 円/kg
木・竹	約 720t	20 円~30 円/kg
根株	約 360t	30 円/kg
水草	約 5,000 m ³	27 円/kg

* 草 1 m³=0.55t として換算。

全体の受入量の 10%程度を一般廃棄物が占めており、現在徳島県内の 13 市町村から指定事業者として認定されている。取扱量は増えているとのことで、受入量に対し、ほぼ 100%再生品として販売されており、採算はとれているとのことである。

【指定事業者 B（ペレット化・RPF 化）】

平成 21 年 10 月から平成 22 年 9 月までの再生利用実績について、材料リサイクルでは受入量が 7,779t に対し、販売量は 3,854t であった。また、固形燃料は販売量が 3,103t となっている。

4. 今後の展開

上板町としては、再生利用事業者から申請があり現地確認等により問題が無ければ、積極的に指定し再生利用を図っていきたいとしている。

1. 紹介事例の特徴

唐津市では市役所本庁および各支所に回収箱を設置し、一般家庭で排出された廃食油の回収を実施している。その回収を再生利用指定制度の指定事業者に委託し、再生利用促進に努めている。

2. 導入の経緯

唐津市では、従来焼却処分していた木くず、草及び廃食用油等の資源の再生利用を促進し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進め、循環型社会の形成を促進するために、平成17年9月に再生利用指定制度の活用を開始した。

また、制度活用前は法律上、処分業の許可が必要になるため、指定事業者が自社で処理することが困難だったが、当該制度を活用することで許可が不要となり、円滑な再生利用事業が可能となった。

3. 再生利用指定制度の実施概要

唐津市では、再生利用指定制度の運用に関する事項については、「唐津市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則」（以下、「唐津市再生利用指定規則」）において規定している。

(1) 指定基準

唐津市指定規則第3条に、「指定の基準」として、以下のとおり定められている。

(指定の基準)

第3条 市長は、次の各号に掲げるものから申請があったときは、当該申請が当該各号に定める基準のすべてに適合していると認めるときでなければ、指定を行わないものとする。

(1) 一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の再生輸送（再生利用のための収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）を業として行おうとする者。

ア 再生利用業者が自ら再生輸送を行い、又は再生利用業者の委託を受けて再生輸送を行うこと。

イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が省令第2条の2の基準に適合するものであること。

ウ 再生輸送する廃棄物は、すべて廃棄物の再生利用に供する施設（以下「再生利用施設」という。）に搬入されること。

エ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。

オ 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(2) 廃棄物の再生利用を業として行おうとする者。

ア 再生利用施設を有すること。

イ 引き取られた廃棄物がすべて再生利用の用に供されること。

ウ 廃棄物を無償又は再生利用に要する適正な料金で排出者から引き取ること。

エ 再生利用施設が、省令第2条の4第1号イ(2)及び(3)の基準に適合していること。

オ 申請者の能力が省令第2条の4第1号ロに掲げる基準に適合していること。

カ 排出者と申請者との間に特定の取引関係が確立していること。

キ 再生利用において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。

ク 再生利用において生ずる廃棄物の処理を的確に遂行できること。

ケ 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

また、制度として明文化はされていないが、申請書の添付書類のほか、以下の書類について提出を求め、相違ないか現地確認を行っている。

- ・ 一般廃棄物再生利用業実施計画書
- ・ 事務所及び事業場の所在地一覧表並びに業務経歴
- ・ 業務を行う役員及び従業員名簿
- ・ 取引関係を記載した書類
- ・ 再生輸送に供する施設を明らかにする書類
- ・ 再生利用に供する施設を明らかにする書類

(2) 指定後の確認制度

唐津市再生利用規則第 11 条に、「報告」として、以下のとおり定められている。

(報告)

第 11 条 指定業者は、毎月 10 日までに前月分の報告書(第 5 号様式)を前条の帳簿の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(3) 指定の更新

指定の有効期限を 2 年以内とし、唐津市再生利用規則第 6 条に、「指定の更新」として、以下のとおり定められている。

(指定の更新)

第 6 条 指定業者は、当該指定に付された期限の満了後も引き続き当該指定に係る事業を行おうとするときは、当該期限の満了日前 30 日までに第 2 条第 1 項の申請書を市長に提出しなければならない。

4. 再生利用指定制度の活用状況

(1) 廃棄物の種類及び指定業者数

市の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び再生利用指定事業者数は、以下のとおりである。

項目\種類	木くず	廃食油
収集運搬	2 事業者	1 事業者
処分	2 事業者	1 事業者

(2) 指定業者の再生利用事業の概要

① 指定事業者の概要

廃食油の資源化循環事業を行っている指定事業者の事業内容は、以下のとおりである。

- ア) BDF の製造、販売
- イ) 一般廃棄収集運搬業

② 再生利用事業の概要

a) 排出者と再生品利用者

排出者は一般家庭からの排出であり、再生利用者は主に運送業、建設業、収集運搬業等にかかる燃料として売却している。また、自社のパッカー車3台分にBDFを使用し、市でも100円/ℓで購入して公用車に使用している。

b) BDF化システム

平成21年度の実績では、一般家庭からの受入量は0.5t/年で、1日800ℓの廃食油をBDFに精製している。100ℓの廃食油から約90～98ℓのBDFが精製できる。

唐津市では、平成22年10月から市役所本庁および各支所(全9ヵ所)に回収箱を設置し、一般家庭で排出された廃食油の回収を実施している。回収された廃食油は、当該指定事業者が市からの無償委託でBDFに精製している。

また、唐津市内のいくつかの地区では、当該指定事業者が資源ごみの日の廃食油の回収を委託している事例もある。

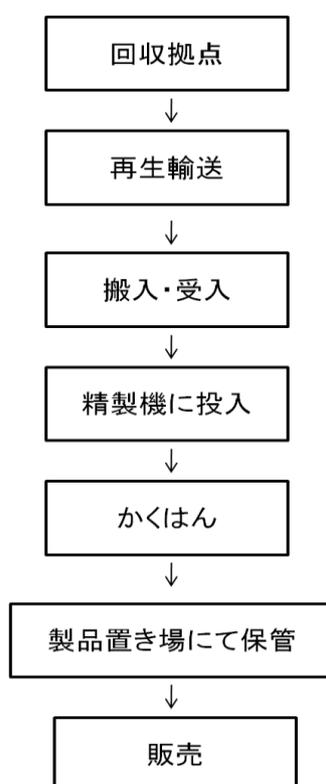


表-1 BDF化システムフロー図



廃食油保管状況



廃食油再生燃料装置



精製過程の再生利用物（左：廃食油～右：BDF）



精製された BDF

c) 発生残さ等の取り扱い方法

発生したグリセリンについては、適正に処理委託している。

d) 経営状況

一般家庭から排出された廃食油の受入（処分）価格については、指定事業者が無料に対し、市では 50kg まで毎に 400 円としている。販売価格は大口の取引先に対しては 80 円/ℓ、市に対しては 100 円/ℓとしている。販売量は 600ℓ/日であるが、受入量については横ばいで、今後廃食油の再生利用事業者が増えていけば、当該事業者の取扱量は減っていくとみられている。

一方、飲食店等から排出される産業廃棄物としての廃食油は、大手事業者の参入もあり価格競争の中で買い取りもあるため苦慮する場合もある。

5. 現状の課題

- ① 廃食油については、一般家庭からの効率的な収集方法を検討する必要がある。
- ② 最近のトラックには排気ガス浄化装置が装着されており、BDF を使用すると装置が作動してしまうことから需要が少ない。需要を求めると販売価格を下げるしかなく、採算が取れなくなる。

6. 今後の展開

市としては、指定の基準に適合する業者からの申請があれば受け入れていきたいとのことである。BDF を使用する公用車を増やすことや、公共事業で使用する重機に使用することなど、需要と供給のバランスを官民一体となって検討していく必要がある。

5. 一般廃棄物の再生利用・適正処理に関する実態調査のまとめ

5.1 「資源ごみ」の持ち去りに関する調査

資源ごみの持ち去りに対しては、全国的な取り組みが進むとともに、市町村単位でも資源回収ステーション（集積所）には出さず、自治会で集団回収を行うなどの対策を講じている。また、条例を適用した取り締まりで効果を上げている市町村もあるが、条例を適用するまでの時間と費用（人件費等）の問題があり、罰則規定があるものの適用した市町村は少ない。

資源ごみの持ち去りを防止するためには、行政、住民及び警察との連携による監視が重要であることが今回の調査で判った。また、資源回収ステーション回収から自治会の集団回収等に回収方法を切り替えることも有効な手段であると考えられる。これにより持ち去りの防止が見込めるとともに、住民の資源ごみに対する意識向上を図ることが可能となる。

一方で、資源ごみで生計を立てている生活困窮者に対する問題を、福祉行政と連携して解決していくことも市町村の課題となると考えられる。

5.2 不用品回収業者に関する調査

不用品回収業者に関しては、全国で約6割の市町村が問題を抱えているにも関わらず、トラブル防止の対策を講じるなどの対応について、「判断基準がなく指導が難しい」や「無回答」が多く、苦慮している様子が見える。

特に料金トラブルの問題が多く、「全て無料」とチラシへ記載、または回収車のアナウンスでうたっているにも関わらず、積込み手数料等という名目で後から料金を徴収するという事例も発生している。昨年は、悪質な料金徴収や不法投棄で業者が摘発されたこともメディアで報道され話題となった。

また、平成23年7月より地上放送がデジタル化されるため、アナログテレビが大量に廃棄されることから、住民等と不用品回収業者とのトラブルや不法投棄の増加が懸念されている。

以上のような現状を抱える市町村からは、無料回収についての判断基準を国から示してほしいという要望がある。不用品の適正な処理ルート確保やトラブル防止のために、環境省から平成22年10月21日付で「使用済物品の適正な処理の確保について」の通知が出された。この通知を踏まえ、各市町村の実情に応じた制度設計を今後も国を交えて検討する必要がある。

5.3 再生利用指定制度の活用状況に関する調査

当該制度についての認知度が低く、または正しく理解している市町村が少ないことが、制度利用の支障となっている。再生利用事業者が指定の申請を行っても、市町村担当者が理解していない場合も多く、再生利用が確実な事業者が許可不要というメリットを持つ当該制度を利用できない事例も発生している。

また、再生利用事業そのものについての課題も多く、制度利用が進まない点も多い。

食品系廃棄物の場合、リサイクル費用よりも市町村による処分費用の方が安価なので、食品リサイクルが推進しない要因となっている。また、価格の問題、販路が確保出来ないなどの理由から、再生利用指定事業者で採算の取れている事業者が少ないことも問題である。食品系廃棄物のリサイクル製品（肥料原料等）の場合、品質が安定しておらず、販売ルートに苦慮している傾向がある。一方、木くずの場合は需要が確保されている例が多く、持続性のある安定した経営を行っている。指定されている廃棄物の種類によっても、再生利用事業の持続性に大きく影響しているといえる。

再生利用指定制度を活用している市町村では、廃棄物の減量やリサイクル率向上に大きく寄与しているという事例も多い。

特に成功している事例では、官民一体となった再生利用事業に取り組み、現場視察や協議を重ねていることが多く、互いが密に係り合うことで、現場の生の声が直接行政の施策に反映されやすいなど、再生利用促進にスピード感をもたらすこととなる。

6. おわりに

本調査結果の公表によって各市町村内での取り組みが一層促進され、行政・事業者・地域住民の連携による循環型社会形成の一助となれば幸いである。

本調査の実施にあたっては、1次調査及び2次調査のアンケート実施について、全国の都道府県及び市町村に御協力をいただいたほか、現地視察及びヒアリングを実施した8市町及び1県においては、担当課及び事業者の方々に格段の御配慮・御指導をいただいたところであり、この場を借りて深く感謝申し上げ、報告書の結びとしたい。

【ヒアリング実施市町村担当課一覧】

No.	担当課	電話番号
1	松島町総務課環境防災班	022-354-5782
2	磐田市産業環境部環境衛生課	0538-37-4812
3	袋井市産業環境部環境政策課	0538-44-3115
4	名張市生活環境部環境対策室	0595-63-7496
5	舞鶴市市民環境部環境対策室生活環境課美化推進係	0773-66-1005
6	豊岡市市民生活部	0796-23-5304
7	神石高原町環境衛生課	0847-89-3336
8	下関市環境部廃棄物対策課	083-252-7152
9	下松市生活環境部環境推進課	0833-45-1829
10	柳井市市民福祉部市民生活課	0820-22-2111
11	上板町環境保全課	088-694-6813
12	いの町環境課	088-893-1160
13	唐津市市民環境部 廃棄物対策課	0955-72-9175
14	高山市水道環境部生活環境課	0577-35-3138
15	山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2992

【資源ごみの持ち去りに関する禁止条例等の策定状況一覧】

都道府県	市町村名	名称	導入時期	罰則内容
北海道	札幌市	札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
北海道	稚内市	稚内市廃棄物の減量及び適正に関する条例	平成 20 年 10 月 14 日	
北海道	森町	森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 18 年 04 月 01 日	
青森県	五所川原市	五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 03 月 28 日	
青森県	六戸町	六戸町環境美化条例	平成 21 年 03 月 13 日	
岩手県	盛岡市	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 19 年 04 月 01 日	・ 5 万円以下の過料
岩手県	滝沢村	滝沢村廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 19 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
宮城県	石巻市	石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例	平成 21 年 08 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
宮城県	塩竈市	塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 03 月 11 日	
宮城県	名取市	名取市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 10 月 01 日	
宮城県	岩沼市	岩沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 04 月 01 日	
宮城県	登米市	資源持ち去り防止要綱	平成 18 年 04 月 01 日	
宮城県	東松島市	東松島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 04 月 01 日	
宮城県	大崎市	大崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則	平成 21 年 06 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
宮城県	丸森町	丸森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 19 年 01 月 01 日	
宮城県	山元町	山元町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 12 月 01 日	
宮城県	美里町	美里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 21 年 06 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
山形県	南陽市	南陽市ごみ収集所設置及び維持管理要綱	平成 08 年 04 月 01 日	
福島県	郡山市	郡山市廃棄物の適正処理、再生利用及び環境美化に関する条	平成 07 年 03 月 09 日	・ 20 万円以下の罰金
福島県	いわき市	いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 21 年 10 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
茨城県	水戸市	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 17 年 04 月 01 日	
茨城県	日立市	日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 09 月 28 日	
茨城県	古河市	古河市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 09 月 12 日	
茨城県	結城市	結城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 12 月 27 日	
茨城県	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例	平成 18 年 04 月 01 日	
茨城県	下妻市	下妻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 01 月 01 日	
茨城県	常総市	常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 10 月 01 日	
茨城県	高萩市	高萩市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 16 年 09 月 27 日	
茨城県	笠間市	笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例	平成 18 年 03 月 19 日	

都道府県	市町村名	名称	導入時期	罰則内容
茨城県	取手市	取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	平成 17 年 03 月 28 日	
茨城県	牛久市	牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例	平成 16 年 03 月 26 日	
茨城県	つくば市	つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 20 年 12 月 01 日	
茨城県	ひたちなか市	ひたちなか市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 15 年 09 月 30 日	
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 12 月 12 日	
茨城県	那珂市	那珂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 12 月 08 日	
茨城県	坂東市	坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 03 月 22 日	
茨城県	稲敷市	稲敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 03 月 22 日	
茨城県	かすみがうら市	かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 20 年 04 月 01 日	
茨城県	小美玉市	小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例	平成 18 年 03 月 27 日	
茨城県	大子町	大子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 22 年 03 月 15 日	・ 返還命令
茨城県	利根町	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 12 年 04 月 01 日	
栃木県	足利市	足利市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
栃木県	栃木市	栃木市資源物持ち去り防止要綱	平成 22 年 03 月 29 日	・ 氏名、車両の公表
栃木県	日光市	日光市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 22 年 12 月 18 日	
栃木県	小山市	小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 06 月 30 日	・ 20 万円以下の罰金
栃木県	真岡市	真岡市資源物持ち去り防止要綱	平成 16 年 06 月 01 日	
栃木県	さくら市	さくら市資源ごみ持ち去り防止要綱	平成 17 年 03 月 28 日	
栃木県	下野市	下野市資源物持ち去り防止要綱	平成 19 年 03 月 01 日	
群馬県	前橋市	前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
群馬県	高崎市	高崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 04 月 01 日	
群馬県	桐生市	桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 19 年 07 月 01 日	
群馬県	館林市	館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 19 年 04 月 01 日	
群馬県	みどり市	みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 03 月 27 日	
群馬県	中之条町	吾妻東部衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 09 月 30 日	
埼玉県	さいたま市	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例・規則	平成 16 年 12 月 01 日	
埼玉県	川越市	川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例・規則	平成 16 年 09 月 01 日	
埼玉県	熊谷市	熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 17 年 10 月 01 日	
埼玉県	所沢市	所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 16 年 08 月 01 日	
埼玉県	飯能市	飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 16 年 08 月 01 日	

都道府県	市町村名	名称	導入時期	罰則内容
埼玉県	加須市	加須市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 04 月 01 日	
埼玉県	東松山市	東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 02 月 01 日	
埼玉県	狭山市	狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 16 年 06 月 22 日	
埼玉県	深谷市	深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 16 年 04 月 01 日	
埼玉県	越谷市	越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 17 年 07 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
埼玉県	蕨市	蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 07 月 01 日	
埼玉県	戸田市	戸田市廃棄物の減量及び適正に関する条例	平成 12 年 03 月 28 日	
埼玉県	入間市	入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 16 年 08 月 01 日	
埼玉県	鳩ヶ谷市	鳩ヶ谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 01 月 01 日	
埼玉県	朝霞市	朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 11 年 04 月 01 日	
埼玉県	和光市	和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 16 年 07 月 01 日	
埼玉県	桶川市	桶川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 07 月 01 日	
埼玉県	久喜市	久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 10 月 01 日	
埼玉県	富士見市	富士見市廃棄物の減量、再生及び適正に関する条例	平成 18 年 06 月 01 日	
埼玉県	三郷市	三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防止に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
埼玉県	蓮田市	蓮田市白岡町衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例・規則	平成 18 年 12 月 28 日	
埼玉県	坂戸市	坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 15 年 10 月 01 日	
埼玉県	幸手市	幸手市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	平成 17 年 12 月 01 日	
埼玉県	鶴ヶ島市	埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 02 月 15 日	
埼玉県	吉川市	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	平成 22 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
埼玉県	伊奈町	伊奈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 10 月 01 日	
埼玉県	三芳町	三芳町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年 04 月 27 日	
埼玉県	滑川町	滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 03 月 11 日	
埼玉県	長瀨町	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	
埼玉県	小鹿野町	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	
埼玉県	宮代町	久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 10 月 01 日	
千葉県	千葉市	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	平成 22 年 09 月 08 日	・ 20 万円以下の罰金
千葉県	市川市	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	平成 16 年 04 月 01 日	・ 5 万円以下の過料

都道府県	市町村名	名称	導入時期	罰則内容
千葉県	船橋市	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	平成 20 年 07 月 01 日	
千葉県	茂原市	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 22 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
千葉県	旭市	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 07 月 01 日	
千葉県	習志野市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 21 年 10 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
千葉県	柏市	柏市廃棄物処理清掃条例	平成 17 年 03 月 28 日	・ 20 万円以下の罰金
千葉県	勝浦市	勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 07 月 01 日	
千葉県	市原市	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	平成 21 年 07 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
千葉県	流山市	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
千葉県	八千代市	八千代市廃棄物の減量等及び適正処理に関する条例	平成 21 年 06 月 26 日	・ 5 万円の過料
千葉県	四街道市	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 04 月 01 日	
千葉県	八街市	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 22 年 07 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
千葉県	横芝光町	山武郡市環境衛生組合持ち去り防止要綱	平成 19 年 10 月 25 日	
千葉県	長生村	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 22 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
東京都	中央区	中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 禁止命令 ・ 氏名等の公表
東京都	港区	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 21 年 09 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
東京都	墨田区	墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例	平成 18 年 10 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
東京都	江東区	江東区清掃リサイクル条例	平成 21 年 10 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
東京都	目黒区	目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例	平成 20 年 07 月 01 日	・ 氏名等の公表
東京都	大田区	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 15 年 07 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
東京都	世田谷区	世田谷区清掃・リサイクル条例	平成 15 年 12 月 09 日	・ 20 万円以下の罰金
東京都	中野区	中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 16 年 10 月 29 日	
東京都	杉並区	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則	平成 21 年 05 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金 ・ 氏名等の公表
東京都	豊島区	豊島区廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適正処理に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
東京都	北区	北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 21 年 01 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
東京都	板橋区	板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例	平成 16 年 04 月 01 日	
東京都	練馬区	練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成 17 年 10 月 24 日	・ 20 万円以下の罰金
東京都	葛飾区	葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例	平成 20 年 12 月 15 日	・ 20 万円以下の罰金

都道府県	市町村名	名称	導入時期	罰則内容
東京都	八王子市	八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	平成 22 年 10 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金 ・ 氏名等の公表
東京都	青梅市	青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例	平成 21 年 03 月 31 日	・ 20 万円以下の罰金
東京都	日野市	日野市廃棄物の処理及び促進に関する条例	平成 22 年 05 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
東京都	西東京市	西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 19 年 03 月 30 日	
神奈川県	相模原市	相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例	平成 22 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
神奈川県	平塚市	平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例	平成 18 年 10 月 01 日	・ 5 万円以下の罰金
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例	平成 17 年 10 月 07 日	
神奈川県	小田原市	小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成 05 年 09 月 30 日	・ 20 万円以下の罰金
神奈川県	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例・規則	平成 18 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
神奈川県	南足柄市	南足柄市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
神奈川県	綾瀬市	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理に関する条例	平成 17 年 12 月 01 日	
神奈川県	愛川町	愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 10 月 01 日	
新潟県	糸魚川市	糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	
富山県	富山市	富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 17 年 04 月 01 日	
石川県	小松市	小松市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例	平成 23 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
石川県	白山市	白山市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	平成 22 年 06 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
石川県	野々市町	野々市町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	平成 23 年 01 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
長野県	長野市	長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 21 年 07 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
静岡県	沼津市	沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則	平成 20 年 04 月 01 日	・ 5 万円以下の過料
静岡県	藤枝市	藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 21 年 01 月 01 日	・ 5 万円以下の過料
静岡県	袋井市	袋井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 04 月 01 日	
愛知県	一宮市	一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 10 月 01 日	
愛知県	春日井市	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
愛知県	豊川市	豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 22 年 10 月 01 日	・ 5 万円の過料
愛知県	安城市	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 22 年 09 月 30 日	・ 20 万円以下の罰金
愛知県	小牧市	小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例	平成 20 年 04 月 01 日	
愛知県	東海市	東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	
愛知県	大府市	健康都市おおぶ]みんなで美しいまちをつくる条例	平成 22 年 04 月 01 日	・ 5 万円以下の罰金

都道府県	市町村名	名称	導入時期	罰則内容
愛知県	高浜市	高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 10 万円以下の罰金
愛知県	東浦町	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 04 月 01 日	
三重県	四日市市	四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 22 年 08 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
三重県	名張市	伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 10 月 01 日	
三重県	伊賀市	伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 21 年 02 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
三重県	紀宝町	紀宝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 01 月 10 日	
滋賀県	大津市	大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例	平成 16 年 03 月 23 日	
滋賀県	草津市	草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例	平成 20 年 04 月 01 日	
滋賀県	高島市	高島市廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成 20 年 12 月 25 日	
京都府	福知山市	福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	
京都府	舞鶴市	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	平成 06 年 10 月 01 日	
京都府	和束町	和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 10 年 10 月 01 日	
大阪府	高槻市	高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例	平成 18 年 04 月 01 日	・ 氏名の公表
大阪府	茨木市	茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 19 年 10 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
大阪府	八尾市	八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 16 年 12 月 27 日	
大阪府	寝屋川市	寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 21 年 01 月 01 日	
大阪府	河内長野市	河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成 20 年 10 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
大阪府	泉南市	泉南市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例 15 条(4 項)	平成 20 年 04 月 01 日	
大阪府	阪南市	阪南市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 04 月 01 日	
兵庫県	篠山市	篠山市廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成 22 年 10 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金 ・ 氏名の公表
奈良県	橿原市	橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	平成 16 年 04 月 01 日	
奈良県	宇陀市	宇陀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 01 月 01 日	
奈良県	上牧町	上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	平成 20 年 07 月 01 日	
和歌山県	和歌山市	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例	平成 22 年 04 月 01 日	
和歌山県	岩出市	岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 06 月 27 日	・ 20 万円以下の罰金
和歌山県	串本町	串本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 19 年 04 月 01 日	
鳥取県	米子市	米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 19 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
鳥取県	境港市	境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金

都道府県	市町村名	名称	導入時期	罰則内容
岡山県	岡山市	岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 17 年 07 月 01 日	・ 5 万円以下の過料
広島県	広島市	広島市資源ごみの持ち去り行為に対する指導等要綱	平成 18 年 04 月 01 日	
広島県	呉市	呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 11 月 01 日	
広島県	竹原市	竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 22 年 04 月 01 日	
広島県	福山市	福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	平成 18 年 04 月 01 日	・ 氏名等の公表
広島県	三次市	三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 04 月 01 日	
広島県	東広島市	東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例	平成 16 年 12 月 28 日	
広島県	熊野町	熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 04 月 01 日	・ 運搬禁止命令 ・ 20 万円以下の罰金
山口県	下関市	下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 16 年 12 月 17 日	・ 20 万円以下の罰金
山口県	山口市	山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 10 月 01 日	
山口県	下松市	下松市廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 04 月 01 日	
山口県	周南市	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 15 年 04 月 21 日	
山口県	山陽小野田市	山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 03 月 22 日	
山口県	田布施町	田布施町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 15 年 12 月 24 日	
山口県	平生町	平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 15 年 12 月 24 日	
徳島県	阿南市	阿南市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 03 月 20 日	
徳島県	那賀町	那賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 04 月 01 日	
徳島県	北島町	北島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 19 年 04 月 01 日	
香川県	高松市	高松市資源ごみ持ち去り防止要綱	平成 21 年 04 月 01 日	
愛媛県	松山市	松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 21 年 01 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
愛媛県	新居浜市	新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則	平成 21 年 10 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
愛媛県	四国中央市	四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 21 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
愛媛県	東温市	東温市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 21 年 07 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
愛媛県	砥部町	砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 21 年 07 月 01 日	
高知県	南国市	南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 21 年 07 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
福岡県	田川市	田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 19 年 10 月 01 日	
福岡県	遠賀町	廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例	平成 19 年 04 月 01 日	
佐賀県	佐賀市	佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例	平成 21 年 01 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
熊本県	熊本市	熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 19 年 10 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金

都道府県	市町村名	名称	導入時期	罰則内容
熊本県	嘉島町	嘉島町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 03 月 09 日	
熊本県	芦北町	芦北町一般廃棄物処理条例	平成 17 年 01 月 01 日	
大分県	国東市	国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 22 年 01 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
宮崎県	宮崎市	宮崎市資源物持ち去り防止要綱	平成 20 年 06 月 01 日	
宮崎県	延岡市	延岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 及び 施行規則	平成 21 年 01 月 01 日	
宮崎県	日向市	日向市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	平成 18 年 03 月 31 日	
宮崎県	西都市	西都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 06 月 30 日	
宮崎県	新富町	新富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 52 年 04 月 01 日	
宮崎県	高千穂町	西臼杵郡衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年 04 月 01 日	
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 07 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 22 年 04 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
鹿児島県	指宿市	指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 20 年 12 月 26 日	・ 20 万円以下の罰金
鹿児島県	垂水市	垂水市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例	平成 20 年 07 月 01 日	・ 20 万円以下の罰金
沖縄県	沖縄市	沖縄市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 21 年 07 月 01 日	・ 1 万円以下の過料